

2025年度税制改正アップデート分

その他

法:法人税 所:所得税 住:住民税 消:消費税

個人所得課税の見直し（所・住）																					
<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除について、下記のとおり合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げるとともに、合計所得金額132万円以下等の基礎控除額を95万円とする。（住民税については43万円（合計所得金額2,400万円以下の場合）で変更なし） 給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。（大綱から変更なし） 																					
<p>2025年及び2026年</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>132万円以下</td> <td>95万円</td> </tr> <tr> <td>132万円超 336万円以下</td> <td>88万円</td> </tr> <tr> <td>336万円超 489万円以下</td> <td>68万円</td> </tr> <tr> <td>489万円超 655万円以下</td> <td>63万円</td> </tr> <tr> <td>655万円超 2,350万円以下</td> <td>58万円</td> </tr> <tr> <td>2,350万円超 2,400万円以下</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		合計所得金額	基礎控除額	132万円以下	95万円	132万円超 336万円以下	88万円	336万円超 489万円以下	68万円	489万円超 655万円以下	63万円	655万円超 2,350万円以下	58万円	2,350万円超 2,400万円以下	48万円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	2,500万円超	0円
合計所得金額	基礎控除額																				
132万円以下	95万円																				
132万円超 336万円以下	88万円																				
336万円超 489万円以下	68万円																				
489万円超 655万円以下	63万円																				
655万円超 2,350万円以下	58万円																				
2,350万円超 2,400万円以下	48万円																				
2,400万円超 2,450万円以下	32万円																				
2,450万円超 2,500万円以下	16万円																				
2,500万円超	0円																				

2027年以後

合計所得金額	基礎控除額
132万円以下	95万円
132万円超 336万円以下	88万円
336万円超 489万円以下	68万円
489万円超 655万円以下	58万円
655万円超 2,350万円以下	48万円
2,350万円超 2,400万円以下	32万円
2,400万円超 2,450万円以下	16万円
2,500万円超	0円

160万の壁になるものの減税はかくも難しい

123万から160万の壁へ 増税は簡単で減税は…

今月は2025年度税制改正第3弾、103万の壁の税制改正大綱からの修正案について解説します。

既報のとおり、昨年末の税制改正大綱で103万の壁の引き上げ（=減税）として123万の壁にするという案が公表されていましたが、元々178万の壁にすることを同意していたこともあり少数与党の影響（なぜ多数与党だと増税方向になるのか不明ですが）によりこの壁をさらに引き上げ **160万の壁となります。** この「○○円の壁」とは、**所得税が課税されない収入のラインのことを言い、元々基礎控除48万+給与所得控除（給料から計算上差し引ける経費）**

55万=103万で給与収入の人は年収103万までは所得税が非課税となっていました。これが昨今の物価上昇及び賃金上昇に伴う働き控え等の社会問題にも発展していたことから、この所得税の壁を引き上げようという議論が国民民主党からなされ政局争いの糾余曲折を経て今回ついに引き上げとなりました。

修正後の改正案は、給与所得控除を65万に引き上げることは当初改正案どおりとし、基礎控除を年収200万まで95万とすることで、合計160万円まで所得税が課税されない壁となることとされました。しかし基礎控除が上るのは年収200万までの人だけですから恩恵を受ける人は（またもや）年金生活をしている高齢者くらいです。2年間は年収850万まで基礎控除を少し引き上げるという経過措置もありますが効果は薄く、そもそも基礎控除を段階的に引き下げるというのを「基礎」である税制で行うのはお門違いでしょう。さらには**住民税の基礎控除は上げないと**いう徹底ぶりです。もっと言ってしまえば、働き控えは103万の壁ではなく130万等の壁である社会保険第3号制度が根本原因です。とりあえずネット社会になり近年分かってきたことは増税は容易く減税は難解であるということです。理由は分かりませんが官僚役人とそれに従う政治家のせいだと邪推しています。

TAX ニュースレター

東栄税理士法人

03-6455-4187

<https://toeitax.co.jp/>

2025/03月号

今月のコメント

途中息子の胃腸炎がうつり4日ほどダウンしましたが本年も無事確定申告時期を乗り越えることができました。皆様ありがとうございました。この時期は若干冷たい対応もあったかと思いますがご容赦ください(笑)

最近の中二の娘の言動。

鏡の前にいる時間、お風呂の時間がかなり長くなっていて家族の時間調整がめんどくさい。

前髪命。起きてすぐ前髪整える。
「それなー」を連呼する。

YouTubeでひたすら化粧とか紹介している動画見てる。が、我が家ではスマホの時間制限がありすぐに超えてしまうので結果学校のタブレットに切り替えてまた見る。

今日すき、というネット番組が流行っているらしくみんな見てるらしい。

インスタも少しやっているらしい。私はアプリすらインストールしていない。

友達と遊ぶときは大体カフェ巡りをしているらしい。

受験の燃え尽きから少し立ち直り勉強を開始。最下層から平均へ？

税理士 岡本勲

Email : okamoto@toeitax.co.jp

東栄税理士法人

Copyright © 東栄税理士法人. All Rights Reserved.